

# 令和5年度カーボンニュートラル大使啓発動画制作業務委託 企画提案公募要領

## 1 目的

本業務は、県内小・中・高校生の「やまがたカーボンニュートラル大使」をリポーターとし、カーボンニュートラルについて及び県内のカーボンニュートラルに関する取組み等を大使が実際に体験しながら紹介する動画を制作することにより、若者のカーボンニュートラルに関する意識を醸成し、活躍の機会を創出するとともに、県民のカーボンニュートラルへの理解度向上と行動変容を促すことを目的とする。

## 2 委託業務名

令和5年度カーボンニュートラル大使啓発動画制作業務委託

## 3 募集業務の内容

別紙基本仕様書のとおり

## 4 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

## 5 事業費（提案上限費）

金 1,520,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、山形県の競争入札参加資格者名簿への登載は要件ではない。
- (3) 消費税を滞納していないこと。また、山形県内に事業所を有する事業所は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者を以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与

していること。

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (6) 上記(1)から(5)までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)から(5)までを満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（山形県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

## 7 企画提案事項

### (1) 動画の企画立案

「やまがたカーボンニュートラル大使（以下「大使」という。）」に任命されている県内の小・中・高校生をリポーターとし、カーボンニュートラルについて及び県内でカーボンニュートラル実現に向けて取り組む団体等の取組内容を実際に体験しながら紹介する動画の具体的な内容（動画のコンセプト、取材先、企画の内容・構成、大使の具体的な役割など）

### (2) 取材先・出演者との調整

取材先との調整、取材先出演者や大使との調整を行う具体的な内容（撮影までの打合せ、当日の対応など）

### (3) 動画制作

動画撮影、映像・音声への加工、字幕・テロップの追加等の編集作業を行う具体的な内容

### (4) 効果的な広報

制作した動画を使用した効果的な広報の手法

### (5) 業務遂行の実現性

上記(1)から(3)までの業務遂行の実現性を確認できる、その具体的な内容（事業実施体制、実施スケジュール、類似業務の実績など）

## 8 提出書類及び提出方法

次のとおり参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

### (1) 参加申込書

企画提案への参加に当たっては、あらかじめ次により参加申込書を提出すること。

① 提出期限

令和5年9月1日（金）

② 提出方法

持参又は郵送

③ 提出先

「12 事務担当」に同じ

④ 提出書類（各1部）

(イ) 企画提案参加申込書（様式第1号）

(ロ) 企画提案応募に係る宣誓書（様式第2号）

※ 共同提案により参加する場合は、全ての共同提案事業者が様式第2号を提出すること。

(ハ) 会社概要等を記載したパンフレット等

※ 定款又は寄附行為、役員名簿（法人格をもたない場合は、運営規約や分割分担を明示した組織図等）、直近の決算書又はこれに類する書類

※ 共同提案により参加する場合は、全ての共同提案事業者の書類を提出すること。

(ニ) 山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類

※ 山形県税に附帯する税外収入を含む。また、非課税のものを除く。

※ 共同提案により参加する場合は、全ての共同提案事業者の書類を提出すること。

※ 提出日の3か月以内に発行されたもので、写しによる提出も可とする。

なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要。

(2) 企画提案書等

① 提出期限

令和5年9月8日（金）

② 提出方法

持参又は郵送

③ 提出先

「12 事務担当」に同じ

④ 提出書類（各1部）

(イ) 企画提案書（様式第4号）

※ 提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとすること。

(ロ) 事業経費見積書（様式第5号）

※ 基本仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(ハ) 業務遂行体制図（任意様式）

(ニ) 業務工程表（任意様式）

(ホ) これまでの業務実績のわかる書類（任意様式）

(3) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

① 質問受付期限

令和5年8月28日（月）

② 提出方法

電子メール

③ 提出先

「12 事務担当」に同じ

④ 回答方法

質問に対する回答は、その都度、県環境企画課ホームページに掲載する。

ただし、回答は、質問者の名を伏せた上で当課ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず全ての質問とその回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものではないと判断した場合には、回答しないものとする。

(4) 留意事項

- ① 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
  - (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
  - (ロ) 本要領等の規定に従っていない場合
  - (ハ) 下記9のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (ニ) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (ホ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得ることを目的として提案を行った場合
- (ヘ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ③ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- ④ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書等は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

## 9 審査委員会の開催

(1) 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託候補者を選定するため、次のとおり審

査委員会を開催する。

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。各審査員の評価点の平均が60点以上の企画のうち、各委員の審査結果と最高点の提案者が一致する場合、当該提案者を最優秀提案者として選定する。各委員の審査結果と最高点の提案者が一致しない場合及び同点の提案者がいる場合は、委員間の協議により最優秀提案者を選定する。提案者が1者のみである場合も同様の審査を行う。

提案者がない場合には、一旦企画提案公募の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位6者を選定する。

## （2）企画提案者によるプレゼンテーション

- ① プrezentationへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。
- ② 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約20分、選定委員との質疑応答約10分とし、県が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された企画提案書のほか、別途パワーポイント等により作成した資料にてプレゼンテーションを行うことを妨げないが、その内容は企画提案書を踏まえたものとすること。

## （3）審査内容

### 【審査項目及び審査の視点】

審査項目及び配点	審査の視点
企画立案 【45点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。</li><li>・ 県民の興味・関心を引くような取材先が提案されているか。</li><li>・ 県民にカーボンニュートラルへの理解と行動を促す工夫・提案がなされているか。</li></ul>
大使の活用 【15点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企画やリポート等において大使を適切かつ効果的に活用しているか。</li></ul>
動画制作 【10点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 動画に関する工夫・提案がなされているか。</li></ul>
効果的な広報 【10点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 製作した動画を使用した効果的な広報の手法となっているか。</li></ul>
業務遂行の実現性 【20点】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者は過去5年以内に同種又は類似業務の実績を有しているか。</li><li>・ 担当者が適切に配置されるなど、事業を実施する体制が整っているか。</li><li>・ 無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。</li><li>・ 費用の内訳や積算根拠が明確に示され、基本仕様書の内容に基づき積算されているか。</li></ul>

## 10 審査結果の通知

審査結果については、各企画提案者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には、応じないものとする。

## 11 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案への参加申込受付開始	… 令和5年8月8日（火）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	… 令和5年8月28日（月）
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	… 令和5年8月31日（木）
(4) 企画提案への参加申込期限	… 令和5年9月1日（金）
(5) 企画提案書の提出期限	… 令和5年9月8日（金）
(6) 審査委員会の開催（プレゼンテーション）	… 令和5年9月中旬
(7) 選定結果通知	… 令和5年9月中旬
(8) 契約締結	… 令和5年9月下旬

## 12 事務担当

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁7階

TEL：023-630-2429

FAX：023-630-2133

電子メール：ykanki@pref.yamagata.jp